

令和5年度第2回

北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2023年8月28日（月）午前10時開会
場 所：か だ る 2 ・ 7 7 3 0 会 議

1. 開 会

○事務局（山内課長） ただいまから、令和5年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

ゼロカーボン戦略課のゼロカーボン推進担当課長をしている山内です。よろしくお願いいたします。

本日は、部会委員11名に対しまして、オンライン参加の方も含めまして8名の委員に出席していただき、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項に定める所属する委員及び専門委員の過半数を満たしていることから、当部会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、ゼロカーボン推進局長の高山よりご挨拶を申し上げます。

○高山ゼロカーボン推進局長 ゼロカーボン推進局長の高山と申します。

令和5年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、山中部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃からゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に様々なお力添えを賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、気候変動対策につきましては、去る4月に札幌で開催されましたG7札幌気候・エネルギー環境大臣会合におきまして、気候変動の加速化、激甚化に対する強い懸念が示され、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた取組のさらなる拡大などが必要である旨の共同声明が出されたところでございます。

道では、このような動きも注視しつつ、皆様もご承知のとおり、ゼロカーボン北海道推進計画に基づきまして、2050年のカーボンニュートラルと2030年に温室効果ガスを2013年度比48%削減するとした中期目標の達成に向けまして、各種取組を進めており、その中でも地域の脱炭素化も大変重要な取組と考えているところでございます。

本日は、5月に開催しました前回部会に引き続き、昨年度からの審議案件である地域脱炭素化促進区域の設定に係る配慮基準案につきましてご審議していただくこととしております。

限られた時間ではございますが、皆様方におかれましては、それぞれの専門のお立場から忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はご審議いただきたい事項が多いですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山内課長） 続きまして、議事に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

きます。

次第、出席者名簿のほかに、資料1として、地域脱炭素化促進区域の設定に係る配慮基準案について、資料2として、（答申案）促進区域の設定に関する北海道基準です。

配付漏れがありましたら事務局に申しつけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、オンライン出席の方の留意事項ですが、スムーズな会議進行とするため、ご発言をなさらない場合は、マイク、ビデオをオフにいただければと思います。発言の際は、手を挙げるボタンを押すか、その旨を告げていただき、部会長の発言許可を得た後、マイクとビデオをオンにしてご発言をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。また、チャットに記載いただくことでご発言いただくことも可能となっておりますので、よろしくお願ひします。

なお、本日も、本部会所属以外の環境審議会委員によるオンライン傍聴を実施しております。先ほど確認したところ、本日は2名の委員から傍聴をいただいております。

それでは、ここからは、議事進行を山中部会長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

2. 議 事

○山中部会長 国連のグテーレス事務総長が言ったとおり、グローバルボイリング(地球沸騰化)の時代だということです。確かに、今年の7月は産業革命前から1.5度上がり、これが温暖化対策をしたときの平年値ということです。そのままいくと2.7度とされていますので、恐らく、今世紀末の人からは、これでも2020年頃は涼しくてよかったね、大冷夏だよと言われるような時代が来る可能性もあるわけです。ということで、待ったなしに温暖化はストップをかけなければいけないのですが、遅々として進まない状況です。

また、今日の議事進行とも関係しますが、今、答申案をようやくこの部会としてまとめるところです。答申の内容は、今回の促進区域の設定に係る配慮基準案ですが、この部会、あるいは親会でも議論されていると思いますけれども、この後、これが実際に運用される時の懸念がたくさん出されております。それに関しては、答申としてはこうであるが、こういうことが懸念される、あるいはこうしたほうがいいのではないかという附帯意見としてまとめることも重要だと思っています。議事録を見て、こんな議論がされたのかというよりは、ちゃんと答申案に附帯意見をつけて、こういうことが懸念されるということを明示的に述べるべきではないかと思っています。

委員の皆さんはそういう形でまとめる経験があまりないかもしれないですが、私は、17年ぐらい前から、今で言う自然環境部会ですけれども、生物多様性部会の専門委員を務めていて、審議会の委員は何年か中断がありますが、毎年、何かの形で道の座長をやらせていただいている経験から、答申ではなくても、とても重要だと思うことは附帯意見の形でまとめるというのも一つの手だと思っけていまして、今日、私からそういう提案を幾つか

させていただくつもりでいます。

それでは、議事に進みます。

(1) 地域脱炭素化促進区域の設定に係る配慮基準案について説明をお願いしたいと思いますが、全てを一緒くたにやると議論が混乱しますので、一つ一つ区切って説明してもらい、その後、皆さんからご意見をいただきたいと思います。資料1の表紙が入ったところを区切りとして進めていこうと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） ゼロカーボン戦略課の尾原です。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、資料1を用いて説明をさせていただきます。

まずは、「基本的な考え方」についてまでご説明いたします。

資料1をご覧ください、スライド1ページ目、2ページ目は、制度の振り返り、基準の構成ですので、説明を割愛させていただきます。

スライドの3ページから、基本的な考え方についてです。

今回の資料は、6月に環境審議会でご審議いただいた前回取りまとめ案に対して各委員のご意見をいただいておりますので、それを紹介して、今回取りまとめ案についてまとめたものです。

スライドの4ページをご覧ください。

まず、基本的な考え方についてですが、I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全の視点・ポイントの中で、「国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系」といった文言に対して、3名の委員からご意見をいただいております。

続いて、スライドの5ページ、同じくIですが、「文化的に維持してきた自然景観・資源」について、2名の委員からご覧のとおりのご意見をいただいております。

続いて、スライドの6ページ、III 北海道の基幹産業である第一次産業などが有する重要機能を保全」という文言に対して、1名の委員からご覧のとおりのご意見をいただいております。

そういったことを踏まえまして、スライドの7ページ、三つの基本的な考え方の柱に対して赤字の修正案を取りまとめ案としてまとめたところがございますので、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○山中部会長 ありがとうございます。

基本的な考え方として、7ページ目の文言が今回の資料2にある答申案の最初の部分に書かれているということです。

ご意見はありますか。

○武野委員 「地域社会（アイヌの人たちも含む）」という取りまとめの表現は、児矢野委員もそうですし、私も申し上げてきたアイヌ民族、アイヌの人たちに対する表現として

は非常に弱い書き方ですので、これをもう少し分かりやすく、かつ明確にするために、「アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観資源」と、括弧書きの外側にきちんと書いて、「先人」たちという言葉も入れて分かりやすくしてはどうかと思います。

○山中部会長 アイヌのところの書きぶりについては、これまでもかなり議論がありました。今、武野委員から意見が出ていますが、ほかの方はどうでしょうか。

○中村委員 私も武野委員に賛成です。

括弧書きというのは変なイメージを持ちます。当然、含んでいるだろうと思うのに、それをわざわざ括弧書きで書くというのは、よく分かりません。武野委員の修正のほうが適当だと思います。

○山中部会長 ありがとうございます。

ほかにどうですか。

私も、基本的考え方は、現状でこれをどう反映されるかということで、厳密にするというよりは、精神として、今後、社会の状況が変わったり、いろいろなことがあった場合にも、それに対応するために基本的考え方に立ち戻って考えるというとても重要な点だと思います。そういう意味で、アイヌの問題を行政的に反映するのが難しい部分があるとはいえ、基本的考え方はすっきりと書いたほうがいいので、私も武野委員に賛成したいと思います。

○溝口専門委員 私も全く同意見です。

○東條委員 私も武野委員の提案に賛成いたします。

○山中部会長 ここにいる委員は一つの案でまとまるのですが、オンラインの方で異論があれば発言していただきたいと思いますが、いいでしょうか。

チャットに何かありますね。

中津川委員は、賛成しますということです。

では、ここは、基本的考え方として答申の重要な部分ではありますが、これでもってどのように促進区域の基準をつくっていくかということに関しては、これをどう反映するか難しいところがあると思います。ただ、これをつくるに当たっての基本的考え方としては、武野委員の意見でいいと思うのですが、事務局はいいでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） ありがとうございます。

この基本的な考え方、取りまとめ案を作成した意図は、アイヌの人たちも既に地域社会に含まれているのだろうということで、地域社会とアイヌの人たちを並列に書くのはどうなのかということでこのような記載をさせていただいたところですが、それも踏まえた上でのご意見と理解してよろしいのかということだけ確認させていただきます。

武野委員の修正案をもう一度ご確認させていただきたいのですけれども、アイヌの人たちや地域社会にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観資源と直すということでしょうか。

○武野委員 私は「先人たち」を含めたのですが、「アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって」、以下同じです。「先人たち」という表現を含めるかどうかという判断だと思います。

○事務局（尾原課長補佐） アイヌの人たちや先人たちが……

○武野委員 いえ、「アイヌの人たちをはじめとする」です。

○事務局（尾原課長補佐） 「アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会」ですね。

これも、先ほど私が申し上げたとおり、アイヌの人たちをはじめとする先人たちと地域社会が同列視されているところになるので、アイヌの人たちをはじめとするという形と先人たち、この方々も地域社会に含まれているのだろう理解しますが、そういったことを踏まえて武野委員のご意見にご賛同であれば、そのとおり返申になると考えております。

○山中部会長 多分、今の意見分布を見れば、並列でちゃんと書くということです。武野委員の表現もかなりよく考えられていると思いますので、そのとおりでいいのではないかと思います。特に異論があればお願いします。

○武野委員 今、ご説明の際に「含まれている地域社会」とおっしゃっていましたが、アイヌの人たちをはじめとする先人たちというのは、時系列で言うと、これまでの方たちが守ってきた部分と、地域社会というのは、それも含んではいますが、今の地域社会なのです。だから、時系列的に言うと、ちょっと違うものを表現していると思っています。

○山中部会長 ありがとうございます。

問題ないでしょうね。

では、ここの部分はオーケーですが、まだ基本的考え方で変わった部分があります。

○溝口専門委員 基本的な考え方で、一つ目に「恵みをもたらす豊かな自然環境を保全」と書いてあるのですけれども、その後の視点・ポイントで、自然と社会環境の両方を書いてあるので、自然を取ったほうが良いと思っています。

もう一つは、国際的に保護すべきとされる保全地域というのは、あっさりした表現でいいと思うのですが、資料1の4ページ目の吉中委員の表現のほうが、よりきちんと書かれている気がしています。私としては、こっちの表現が良いと考えています。

○山中部会長 今回の意見に対してどう思われますか。特に2番目の「国際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系」とあるところは、溝口委員の意見では、吉中委員の「保護を目的として国際的に指定されている保全地域の自然環境・生態系」という表現が良いのではないかとということです。

1人の意見だとなかなか修正しづらい部分がありますし、これも事務局としていろいろ考えた末の表現だと思いますので、もう少し意見があれば出していただくと、どうしたらいいかのアイデアも浮かぶと思います。

○中村委員 全体として、指定という形で書いてしまうと、他の文脈と比べて、より具体的になります。例えば、ラムサール条約とか、「指定」という文字を入れてしまうと、こ

れはどちらかという概念整理で、基本的な考え方なので、ほかの文面に具体的に踏み込んだ表現がないので、私は、この基本的な考え方としては、指定かどうかは別にしても、保護すべきとされる保全地域でいいのではないかと思いました。全体のトーンとしてはです。

○山中部会長 私も、トーンとしては中村委員の意見に近いかと思います。

これから除外区域を考える際には具体的なものが出てきますので、基本的な考え方で概念的には出ている気がします。

溝口専門委員、それでいいでしょうか。

○溝口専門委員 はい。そこまではこだわってはいないです。

○山中部会長 ありがとうございます。

ほかの部分はどうでしょうか。

○溝口専門委員 根本的なところで、促進区域をつくるための基準ではあるのですが、基本的に除外すべき項目というか区域について書かれています。基準、基準と言いながら除外の設定の基準になっているので、ただ基準と書くのではなくて、配慮基準についてもう少し書いたほうがいいのではないかと個人的に思っています。

基準をつくるときの立てつけの設計がそうになっているという説明もあったのですが、その流れをずっと知らないと、基準と書かれているのに駄目なことばかり書いてあるなという印象を受けるので、前振りの部分でももう少し工夫が必要ではないかと感じています。

○山中部会長 具体的に残るのは、資料2の3ページ目の5の基本的な考え方が最終的に答申として出ていきますが、ほかの委員も含めて、どう思われますか。

溝口専門委員のこだわりがそれほどないのであれば、もう一回、そういう意見があったということ踏まえて検討するという形でよろしいでしょうか。

○溝口専門委員 はい。

○山中部会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 では、もう一回、元に戻ることも含めて、事務局案に対してアイヌのところの表現について武野委員から修正の案が出され、それに多くの委員が賛同しましたので、修正する形で基本的考え方を取りまとめたいと思います。

○事務局(尾原課長補佐) すみません。いま一度、修正文を確認させていただきたいと思います。

ご審議の結果、今回取りまとめ案については、I 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全のアイヌの人たちの表現を、「アイヌの人たちをはじめ、先人たちや地域社会が文化的に維持してきた自然及び景観資源」という表現でよろしいでしょうか。

○山中部会長 ちょっと違うような気がします。

武野委員、もう一回お願いします。

○武野委員 私の表現であれば、「アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって」、以下同じです。

○山中部会長 事務局案の赤字で書いてあるところの括弧を取った上で、その前にということですね。

○事務局（山内課長） 修正させていただきます。

○山中部会長 それでは、次の除外区域及び考慮対象事項への振り分け方について、説明をお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） スライドの9ページをご覧ください。

除外区域及び考慮対象事項への振り分け方についてご説明します。

前回取りまとめ案として除外区域の振り分け方、範囲が地番等で明確または図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難または施設の設置に許認可が必要な保全区域というように前回取りまとめ案をまとめたところですが、これについて3名の方々から意見をいただいております。

一つは、「保全対象となる区域の範囲が地番等で明確又は図示されている区域であって」との表現が限定的に過ぎるので、削除すべきというものです。

もう一つは、その右側、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域または環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から、環境保全や防災上の重要性が特に高い区域であり、その範囲が明確な区域、もう一つは、「法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要」という表現を削除すべきという意見をいただいております。

そのことを踏まえまして、スライドの10ページ目ですが、今回の取りまとめ案として、地域の自然的・社会的条件に応じた環境保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域であり、その範囲が明確な区域というように、三つのご意見を反映した形になっていると考えております。

その下ですが、検討が必要と思われる影響として、その範囲が明確な区域と今回取りまとめ案のようにしてしまいますと、その範囲の明確さの定義が不明確であるため、全ての区域を考慮対象区域か除外区域に設定できる、もしくは設定され得る可能性があると考えております。

かつ、環境保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域といったときに、除外区域と、考慮対象の両方に当てはまる表現となってしまいますので、市町村が除外と考慮の違いを理解することが難しくなると思っております。

ですので、今回の取りまとめ案のとおりでいくのか、もしくは、この振り分け方自体をどうするのかというところをご審議いただければと思います。

続いて、スライドの11ページです。

次は考慮対象事項ですが、考慮対象事項への振り分け方は、従前、考慮対象区域と考慮

対象事項と分けてご審議いただいていたのですが、省令に倣って、考慮対象事項と統一してご審議いただく形に変更していますが、1名からご意見をいただきまして、考慮対象事項への振り分け方といった表現が適切ではないので、考慮対象区域への振り分け及び考慮対象事項の設定に関する考え方というように、区域と事項を分けて表現してはどうかというご意見をいただいておりますが、今回は省令に倣って考慮対象事項に統一した形で取りまとめ案を作成しております。

以上でございます。

○山中部会長 ありがとうございます。

ここに対しての意見はいかがでしょうか。

その前に質問になりますが、今の段階では10ページの振り分け案に今回の取りまとめ案とありますので、赤字が入っているのが、現時点で事務局として書いてあるものですね。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。

○山中部会長 この振り分け方は具体的にどう使われるかということになると、資料2の答申には反映されていないわけですね。それはなぜかということ、審議の過程で具体的な振り分けを考えようというときに、事務局がこの答申案を出す前に振り分けはどういう形でやったらいいかというガイドラインというか、具体的に基準がつけられたので、具体的な話が答申案に載っていて、こちら側は審議のためにあったというもので、私は、ある意味で役割が終わったと考えたのですが、その考えでいいですか。

○事務局（尾原課長補佐） 除外区域、考慮対象区域・事項への振り分け方を審議に加えた理由は、おっしゃるとおりでございます。

○山中部会長 ということ踏まえると、ある程度まとまったものがあつたほうがいいですが、あまりこだわる必要はないような気がします。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中部会長 それであれば、ここでこの言葉についての議論はあまりせず、この取りまとめ案という形で記載はしますが、将来的にどう使うかというか、答申案に入っていないので、こういう形でまとめておくことでとどめたいと思います。

それでは、かなり核心的な部分に入っていきますが、具体的な除外区域と考慮対象事項についてという次のところの説明をお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） スライドの13ページをご覧ください。

具体的な区域の説明に入る前にご意見を紹介しています。

まず、スライドの13ページ目で、生物多様性の高い環境の指標種となるような種、特に保護増殖事業対象種のような希少種について、生息確率の高いような区分は促進区域から除く、もしくは配慮の必要な区域として生息確率の高い地区で事業を計画する場合の配慮事項として適切な保全が担保できるきめ細やかな基準を明記することを提案するというご意見をいただいております。

現時点において、このような区分が存在していないこと、タンチョウとシマフクロウは既に公表された潜在適地マップがあるということですが、そのほかの種についても網羅的に示していただいている区分がないので、現在の段階ではこの答申案に反映できていないところです。

続いて、スライドの14ページ、環境影響評価、アセスについてのご意見です。

環境影響評価法に基づく配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準を道基準に明記すべき、あわせて、1) 事業実施予定地について複数案を示し、それぞれについて環境影響に関する検討の経緯を示すこと、2) 想定される予測の不確実性の程度について、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理すること、そのことを改定案として厳密に検討されるべきであるので、アセス審の具体的な意見を照会すべきといったご意見をいただいています。

三つポイントを申し上げましたけれども、まず、環境影響評価法に基づく配慮書手続で考慮されてきた具体的な基準については、1月の環境審議会でも除外区域と考慮対象事項の案をお示しした後、環境影響評価審議会に意見照会いたしまして、その結果を反映したものが6月の環境審議会での審議資料になっていますし、今回の資料にも反映しているところでございます。

事業実施予定地について複数案を示すことについては、促進区域を設定する段階で環境影響の回避や低減を考慮して事業区域を絞り込むということで、促進区域として具体的な事業をピンポイントに複数検討するという形ではなくて、促進区域として幅広く検討している時点で環境影響の回避や低減を考慮して事業区域を絞り込んでいく場合は、複数案の検討の一種と判断されているところでございます。

続いて、最後のポイントの想定される予測の不確実性の程度を示すということについては、促進区域の設定段階でどのような事業を行うか決まっておきませんので、予測の不確実性を整理することは困難なのかなと考えております。

続いて、もう一つ、累積的影響について考慮事項に入っていないので、明示的に含むべきといったご意見をいただいておりますが、後段のご議論の中でも累積的影響について取り上げますので、そこでまとめてご審議いただきたいので、後ほど説明させていただきます。

続いて、スライドの15ページですが、市町村行政区域の全域が除外区域となってしまう場合の措置について、例えば、市町村全域が自然公園区域、鳥獣保護区またはKBAに指定されてしまう市町村については、自然公園の普通地域、鳥獣保護区の特別保護地区以外の地域及びKBAは除外区域としては取り扱わず、考慮対象区域として扱うこととするが、促進区域の設定に向けての検討に当たっては、これらの保護を目的とした区域の指定目的・趣旨を踏まえて、極力、促進区域からは除外するよう努めるとした特例を設けることを検討されてはどうかというご意見をいただいております。

このような意見を踏まえまして、スライドの16ページ、国立公園、国定公園及び北海

道立自然公園についての扱いでございます。

スライドの17ページは、国立・国定・北海道立自然公園の許認可の制度や指定の状況をお示ししたスライドですので、ご参照ください。

スライドの18ページは、具体的にこの自然公園についてはご意見をいただいています。国立公園、国定公園及び北海道立自然公園については、特別地域ではなく全域を除外すべきとする意見をいただいております。

その理由としまして、下表に特別保護地区から普通地域までの植生自然度の分布が示されていますが、普通地域にあっても特別保護地区と同様に植生自然度が高い場所が多いことから、公園の全域を除外すべきといったご意見をいただいているところです。

スライドの19ページをご覧ください。

検討が必要と思われる影響について、仮にご意見のとおりこの公園の全域を除外区域としてしまいますと、市町村行政区域の全域が除外区域となる市町村が発生してしまいますので、そういった市町村については、この制度を活用できず、市町村や住民などが協議して合意形成を図る機会を失ってしまうこととなり、その地域については現状と変わらず事業者主導で事業実施場所が選定され、事業を実施されることになり得ると考えております。

さきの表では、道内の国立公園の普通地域でも植生自然度が高いことから全域を除外すべきということですが、例えば、普通地域においては、植生自然度がもう一つ下がった6の植林地といった場合も21.9%と多く含まれていますし、植生自然度2の畑、水田、緑の多い住宅地も5.6%と存在していることをもって、全ての範囲を除外してよいものか割合の基準を見ながら根拠を明確に説明できる必要があると考えております。

また、この植生自然度については、現在も調査中ですが、最新情報が平成11年、24年前の情報です。そういったことを踏まえますと、取りまとめ案としては、環境影響評価で考慮している植生自然度9及び10であって、かつ、国立公園、国定公園、道立自然公園の普通地域を除外区域に設定してはいかがか、まとめますと、除外区域としましては、国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域と普通地域でかつ植生自然度9、10の地域を除外区域とすることで、普通地域内の扱いをこのように分けて、植生自然度9、10に該当しないところについては考慮対象とするということによって取りまとめています。

この文言については、今回、親会の白木委員が傍聴できないということで、代わりに考えを紹介してくださいといったメールをいただいておりますので、説明させていただきます。

原文を読み上げますけれども、まず一つ目は、本資料には、自然環境部会委員などからの意見は、いまだ必ずしも反映されておられません。継続審議が必要な段階にあると思っています。自然環境部会やアセス審議会などの専門家の目を通す必要がある項目もある。例えば、今お話しした除外区域として公園普通地域の植生レベル8以上を除外すること、また、累積的影響や事後調査については、自然環境部会やアセス審議会委員などの専門家の

目を通す必要があるといったご意見でございます。

二つ目は、促進事業において配慮書手続以降のアセス手続を要するものは、あくまでも法アセスの対象となる規模以上の事業のみであって、それ以外は道の配慮基準さえクリアすればワンストップ化と補助金というメリットを受け一方、アセスメント手続は一切ない状態で事業が進むことに留意すべきであること。例えば、あちこちで問題になっている太陽光の法アセス対象は4万キロワット以上だが、北海道では太陽光で法アセスの手続をした事業は記憶にある限り皆無である。つまり、促進事業もアセス手続なしで進むものが多いことが予想される。バイオマス発電については、そもそも法アセス対象ではないので、配慮基準を満たせばアセスなしで事業が進む。バイオマス発電や小水力はアセス審議会でも扱わない、かといって、環境影響がない、少ないと言えるものではない。どのような環境破壊が生じ得るのか、基準を策定する側が何も知らない状態で適切な基準が設定できるのであろうか。設定手続がなくても環境への悪影響は回避できるが、アセス手続の上で課される住民への丁寧な説明、意見の吸い取りなどが適切に実施されるのか、そのような視点からも基準案を検証する必要があるといった意見をいただきました。

続いて、スライドの20ページ以降ですが、今ご説明した国立・国定・北海道立自然公園と同様の考えでスライドの22ページをご覧くださいと、鳥獣保護区は、全域を特別保護地区ではなく除外区域とすべきというご意見をいただいております。鳥獣保護区の中には、室蘭の工業地帯近郊といった、人が居住し、開発されている区域が含まれていることと、島の全域もしくは島行政区域の大半が鳥獣保護区に含まれているところもございますので、鳥獣保護区の全部を除外すると、そういったところが除外区域になってしまうということが懸念されております。

ですから、鳥獣保護区にもついても、自然公園と同様に、植生自然度9及び10、かつ鳥獣保護区の場所を除外区域に設定し、それ以外については考慮対象事項にはいかがかという形で取りまとめ案を作成しているところでございます。

説明は以上でございます。

○山中部会長 ありがとうございます。

スライド12から22までについて議論をしたいと思います。

まず、13ページ目にあるのは、動植物を考えたときに、このような取りまとめ、あるいは論文的なものがあれば、それをサイエンスベースとして除外すべきという配慮は、環境審議会の専門委員として、当然あっていい提案だと考えます。

ただ、論文で認められ、誰が言ったらということになるので、現時点でまとめることもなかなか難しい意見かと思いますが、これはとても重要だと思いますので、今回の答申にこの意見を反映するのは難しいと思います。そして、こういう視点がとても重要であるという附帯意見をつけるべきだと思うような箇所です。

つまり、答申を議論する間では、こういう希少種の出たときに、範囲が分かったときにはここも除外にすべきか、すべきであろうという意見を出すということを速やかにやり、

道のほうでも反映させてほしいということを審議会の委員として主張します、意見として出しますということとはとても重要だと思しますので、そういう形でまとめたいと、部会長としてではなく、一委員として私は思いました。

それから、普通地域については、親会でもこの部会でもいろいろ意見があったところで。ここに関しては、新たに普通地域の中でより明確に分けやすいもの(植生自然度の区分)があったということだと思います。これは、吉中委員が提案したものを利用していて、吉中委員は普通地域も含めて全て除外すべきということですが、事務局としては、植生自然度の区分を見てみると、9とか10のところを基準にすることで、天売、焼尻、あるいは富良野で、除外される部分とそうではない部分が明確に分かれるということ、これを提案しようということが事務局として出たものです。また、鳥獣保護区についても同様な考え方と理解しました。

ご意見はいかがでしょうか。

○中村委員 まだまとまってはいいませんが、私は、こういう意見を言われた方とメールで議論をしてきました。

まず、白木委員の13ページのご意見ですが、タンチョウとシマフクロウの議論は、私が代表をやった推進費の成果なのです。内容はよく理解していて、タンチョウについてもシュプリンガーから出した本の図なのです。

実は、こういうものは、データが集まれば集まるほど、潜在的なポテンシャルのマップは変わってきてしまうのです。ですから、この時点の情報自体が全て今後も適切かと言われると、また変わっていくことを前提として考えていかななくてはなりません。

それと同時に、潜在ポテンシャルマップというのは希少種に対しては要注意で、人が行ってない場所も、今のところはないという状況ではあるのですが、ポテンシャルで出してしまうと、実際にはそこに行けばいるというケースは、シマフクロウ、タンチョウみたいな大きなものではないのですが、植物やサンショウウオなどの両生類では結構出るので。そうすると、逆に乱獲などの問題を起こしてしまうので、結果として、それをつくった人たちもあまり公開したくないとおっしゃる方もいるくらいです。

ということで、非常に微妙で、今の二つの観点から見ても、部会長がおっしゃられるように、環境審議会としての附帯意見としてこういう情報も使っていくことには賛成ですが、今回のものに入れるのは難しいと、そういった内容が最終的には書かれればいいのかと思います。

それから、普通地域をどうするかということは私も悩んでいます。

吉中委員も、鳥全体とか、市町村が判断する範囲がなくなってしまうような強い規制はよくないだろうということにも同意していると思うのです。環境審議会の親会のメンバーも含めて、ここの部会でもそれは行き過ぎではないかと思う方もたくさんおられるし、炭素を排出しない再生可能エネルギーの場所も確保していかなければいけないという、そのバランスの中の中道を見つけなければいけないと思うのです。

そういう意味では、8、9とか自然度でいくしかないと思っていました。それを、9、10にするのか、8、9、10にするのかは、地図に詳しい人に見てもらわないと判断がつかないです。

ただ、僕はこの方法に賛成ですし、これで出口を見つけていくしかないと思います。ただ、9、10でいいのか、ここで言う8も入れたほうがいいのか。二次林で自然度が高いということは、将来的に自然林に近い形で発達していくのだらうということも踏まえると、8も入れるべきだという意見があってもいいと思います。

白木委員からも地図を送ってくださいという依頼が事務局に行っていると思いますが、そういう方々が見て、やっぱり8も入れておくべきではないかという意見が出れば、今言った9、10ではなくて、8の数%の部分を入れても、自治体の裁量に対して大きなたがをはめてしまうことにはならないと思うので、その部分はちょっとペンディングなのです。

ということで、方向性としてはこれでいいのではないかと思いました。

○山中部会長 ありがとうございます。

私も、「9、10であって、8は今考えなくていい」とは思っていません。私もこれに関して専門家とは言いづらいので、事務局案は9、10ですが、8についてはこの部会では親会に委ねたいという姿勢でいいと思います。実際に報告するときは、部会として9、10でまとめましたが、8もあるので、それは親会に委ねたいということを部会長の報告の中で言う形で処理することはできると思います。

ご意見はありませんか。

○小林専門委員 私も、中村委員の話を聞いていて、8も含めてというところで話が落ち着いてきて、山中部会長のお話もあったので、そのままでも思ったのですけれども、前から思っていたように、脱炭素に向かって取り組んでいく中で、どうしても再エネは外せないものであって、地域の中でやっていこう、今まで民間任せだったものを地域主導に取り戻していこうという中で、設定できない区域、市町村が出てしまうのは許されることではないと思っていたものですから、そのような地域ができないような考え方になるのはいいと思いました。

8も含めるかどうかですが、実際に現場を見てみなければ分からないという中村委員のお話もありました。地域の協議会の中でいろいろ区域を決めていくわけですが、そこに地域をよく分かる方が必ず入るよにといった要望というか、条件というか、そういったものが入れられるようになればいいのではないかと思いました。地域の中でしっかり考えられるような基準案になっていけばいいなと思います。

○山中部会長 ありがとうございます。

小林専門委員が言われた後ろ側は、今回の基準をどうするかという話から少しずれますが、この部会あるいは親会を通じて、実際に地域に委ねたときに、ここで皆さんが議論しているような専門性がある議論ができるかどうかは、かなり危惧するところです。ですから、配慮地域であったとしても、これだけの議論があったということを踏まえて、地域が

つくる協議会で意見が言えるような、自然、生物の保全に関する専門家をこちらから派遣するときの旅費とか、やり方とか、そういうところは非常に配慮すべきであるという附帯意見はあり得ると思います。

これは、もう一回、親会で委員として発言したいと思います。

○小林専門委員 環境省でも、区域の設定について、地方公共団体の実行計画制度の進め方について検討されていて、その中で中間支援制度の構築も課題として挙げられていて、今後の方向性として、そういったものを検討していこうと出されているようなので、そういうことをうまく活用しながら進めていただければと思います。

○山中部会長 ありがとうございます。

そういうことも議事録を読まない気づかなかつたでは困りますし、2年をかけて議論をしていますので、踏まえた形でこういうことにまだ懸念を持っているのだという審議会としての附帯意見を出すことが重要だと思います。そして、その中に今のような中間支援の制度づくりも活用するというを書けばいいのかなと思いました。

ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、全体を踏まえてもう一度戻ってくる形にして、先に進めていきたいと思います。

次は、天然記念物についてです。お願いします。

○事務局(尾原課長補佐) 天然記念物については、スライド24ページ目をご参照ください。

スライドの24ページに天然記念物の状況をお示ししているところですがけれども、史跡・名勝・天然記念物というものがございまして、基本的に天然記念物の現状を変更する場合は、手続上、許可を受ければ変更することは可能となっております。ですが、保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限したり、禁止されるといった場合があるところです。

写真で示したとおり、タンチョウ、オジロワシについては天然記念物となっておりますけれども、地域を定めていないところです。オショロコマについては、天然保護区域が北海道に存在しているところでございます。

この天然記念物の扱いについては、スライドの25ページですが、絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべきといったご意見をいただいております。促進区域を定める際には、絶滅危惧種や希少種、天然記念物に指定されている種の生育・生息状況をあらかじめ十分に調査して、その生育・生息が確認された場合は、その場所、範囲を明確にした上で促進区域から除外すべきであるというご意見をいただいております。

検討が必要と思われる影響としまして、今、後段にご説明したとおり、ご意見の中で、促進区域設定の際に十分に調査検討した上で促進区域から除外するという考えは、考慮対

象区域に設定する目的と同様ですので、除外区域に設定する根拠と整合しないと思っております。

また、市町村が一律に促進区域から除外すべきとされてしまいますと、希少動物の生育・生息地の定義を定める必要がありますし、その際に専門家などによる客観的かつ科学的な知見の提示が必要となるところでございます。

また、一律に設定してしまうことで、現状と比較した際に、生育・生息地が広過ぎるとか、実は足りないといった促進区域設定の際の弊害が生じる可能性もありますし、あわせて、天然記念物だけではなくて、レッドリスト掲載種や指定希少野生動植物種についても考慮対象区域とするのか除外区域とするのかといった検討が必要になるかと思っております。

取りまとめ案としましては、天然記念物全てを除外区域に設定することで、促進区域内は、営巣地などがもう既に考慮されていると誤解されて、再エネ事業実施地に営巣地などの場所が十分に調査されずに、特定されていない天然記念物に必要な調査がなされないということを回避するため、除外区域の設定は前回取りまとめ案のとおり、天然記念物（区域）が定められているものに限るにしていかがか、それ以外の天然記念物については、あらかじめ十分に調査した上で、区域に含めるもしくは事業に当たって配慮するといった扱いにしていかがかと考えてございます。

天然記念物の扱いをこのように分けることについてご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山中部会長 これについて、ご意見はありますか。

○中村委員 確認ですが、取りまとめ案は、これは考慮対象区域にも含めないということになるのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 違います。天然記念物（区域が定められているものに限る）のみを除外区域にして、それ以外の天然記念物は考慮対象事項にしていかがかということでございます。

○中村委員 分かりました。

私は、先ほどの脈絡も含めて、本当は北海道がそういうものを出してほしいのです。天然記念物であれ、絶滅危惧種であれ、そういうものの地図化をきちんとしてほしいのです。それを自治体に委ねたとしても、先ほど部会長がおっしゃったように、自治体はそれをできる予算と体制を持っていないのです。

道総研にはたくさんのデータがありますし、もともとGISの部署もありますから、そこ協力して、将来的には北海道の役割としてやっていただきたいと思っております。

ただ、現状で言うと、今、ここに書き込むことは難しいです。例えば、釧路の例を言うと、釧路市が太陽光発電でキタサンショウウオ等の問題が起こったときに、ああいうものを自然再生協議会として出してきているのです。私が会長をやっているのです、そこはよく分かるのですが、それだって、地域を限定して、何らかのデータを集めて協議会として出していくというスタイルを何とかやって、釧路市の条例に、今はガイドラインなのですけ

れども、条例にそれを書き込んでいただけないだろうかという方向を見ているのです。

過渡期なので、自治体がやれる場所はそういう形でやっていますが、将来的には、できれば北海道がそれを推進する役割を担ってほしいと思います。

附帯事項にそれが書けたら、すばらしいと思います。

○山中部会長 附帯事項に書けるのですよ。当然、委員の意見があれば、それは書くべきことです。当然、諮問されたことに答申をするのですが、附帯事項はこういう答申案をつくるに当たってこんな懸念があるということですから、中村委員は会長で、私もそれと同様の意見なので、親会のときにそういう意見を出すように、もしくは賛同するようにしたいと思います。

例えば、ここで区域が定められているものに限るとしてしまうと、定められていないものは、今の段階から言うと除外区域にするか、考慮するかということからは外れてしまいますが、それこそ、まだ分かっていない重要な部分ですし、無視してはいけないうけですから、附帯意見の中に、ぜひとも道としてもっと進めるべきであるという附帯意見を審議会としてつけるのは、僕は悪いことではないと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 基本的に取りまとめ案であるけれども、そういうことを進めてもらいたいという附帯意見を部会として出したいと思います。うなずいている方が複数名いるので、その方向で取りまとめたいと思います。

次は、KBA、IBAについてです。お願いします。

○事務局(尾原課長補佐) KBA、IBAについてご説明させていただきます。

スライドの27ページ、28ページにKBAとIBAの指定状況をお示ししていますので、ご参照いただければと思います。

スライドの29ページに、KBA、IBAに対する委員の方々から寄せられた意見を記載してございます。

まず一つ目として、KBA、IBAとして指定されている区域は全て除外区域と設定すべきというご意見をいただいております。

そもそもKBAは危機性と非代替性の存在が特定場所に依存している場合、その場所は重要であるということで、世界で統一された選定基準によって選ばれていて、国際的にその重要性・保全の必要性が認められている地域であるので、KBAは速やかに除外区域として設定すべきではないかというご意見をいただいております。

もう一方からご意見をいただいております。考慮対象事項の環境配慮事項、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の修正すべき情報に追加して、KBAは考慮対象事項のままよい。IBAは様々な鳥類が対象で、保全の必要性が特に高い区域を選定していることからKBAより重要であるので、太陽光発電施設と風力発電施設では、市街地を除いてIBAを除外区域に設定すべきといったご意見をいただいているところです。

スライドの30ページに検討が必要と思われる影響を記載してございますけれども、KBAの境界線は、生息地を含む既存の保護地域及びIBAとかAZEといった保護区域を分断しないように、かなり幅広くにそういう生息地を含むように定めたとされています。このため、先ほどのスライド27ページにお示したように、名寄駅周辺の住宅地をはじめとした宗谷本線沿線とか、日高山脈ですと襟裳岬まで、離島全域など、かなり広範に定められているところでございます。結果として、住宅や商店、工場の設置が可能な区域において、この制度を活用して再生可能エネルギー事業が検討できないことになり得ます。

その結果、人の居住地や開発地域、島の全域もしくは島の行政区域の大半が除外区域になる市町村が発生してしまうこととなります。

IBAについても、行政区域の全域が除外区域になる市町村、島全体が除外区域になる市町村が発生するといった懸念をいただいているところでございます。

取りまとめ案としましては、KBAは生物を保全するために生息域や移動経路なども区域に指定され、人の居住地もKBAに指定されるなど、最大限の範囲、バッファゾーンも指定されていることから、再エネ事業に応じて調査した現状に合わせて考慮対象事項に設定してはいかがかと考えてございます。

IBAについては、ご意見のとおり、太陽光発電施設及び風力発電施設では、市街地を除いて除外区域に設定してはどうか。太陽光発電施設、風力発電施設以外の施設ではIBAを考慮対象事項に設定してはいかがかという形で取りまとめ案を作成しております。

以上について、ご審議をお願いしたいと思います。

○山中部会長 ご意見はありますでしょうか。

○中村委員 私自身、この図は見ていますし、事務局が言うような形での設定なのだなと思いました。

ちょっと広範囲にわたり過ぎてしまうということも含めて、先ほどの事例の市街地も含まれてしまうということで、一番よく見ているのは、鳥を対象として研究されている人で、そういった意味では、白木委員の意見が尊重されていいと思います。

今の事務局提案は白木委員の提案に沿っていますね。ですから、今、私が知っている範囲では、この方向性でいいのではないかと思います。

○山中部会長 ありがとうございます。

確かに、鳥が一番見ているのは白木委員なので、ここでは、そういうことを踏まえて事務局案でよいとするが、やはり親会のほうで検討してほしいという形で部会から出すことでいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中部会長 では、事務局案どおりにしますが、親会のほうでこれに沿って検討してほしいというものを部会の意見として出すことにしたいと思います。

では、次に、風力発電における鳥類のセンシティブティマップです。

事務局(尾原課長補佐) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップについてご説

明します。

スライドの32ページに、センシティブティマップとはどういったものかという形でスライドを作成していますので、ご参照ください。

スライドの33ページ目に、センシティブティマップについてご意見をいただいている状況を記載してございますけれども、まず一つは、風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップに基づく鳥類への影響を考慮すべき区域は一律に除外すべきというご意見をいただいているところです。

もう一方は、風力発電における鳥類のセンシティブティマップにおけるレベルA3以上は原則除外にして、それ以外は確実な生息地情報を得た上で専門家に確認して影響のある範囲を除外する、イコール、考慮対象事項に設定した上で、市町村が促進区域を設定する際に専門家などに意見を聴取して区域を検討してはいかがかというご意見をいただいているところです。

次に、検討が必要と思われる影響といたしまして、風力発電事業における鳥類のセンシティブティマップの作成目的は、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの適切な導入を加速するためでございます。その内容は、注意喚起を行うものであり、建設してはいけない場所を示した地図ではないということが環境省のホームページに記載されております。

また、センシティブティマップの注意喚起は、スライドの32ページでお示したとおり、10キロメートル単位のメッシュで表示されているため、机上や現地で詳細区域が分からないといった声が出ているところです。

そういったことも念頭に置いてご審議いただければと思いますが、取りまとめ案といたしましては、センシティブティマップは考慮対象事項に設定しまして、適正な配慮の考え方に注意喚起レベルA3以上の区域は再エネ事業の実施を避ける、やむを得ず当該地を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で専門家に確認して影響のある範囲を除外するとしてはいかがでしょうか。

センシティブティマップの扱いをこのように分けることについてご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○山中部会長 ありがとうございます。

ご意見はありますでしょうか。

確認ですが、これは除外地域にはしないけれども、A3以上に関してはやめなさいということ配慮事項のほうに書くという理解ですね。もちろん、その後のA2もありますけれどもね。

○事務局（尾原課長補佐） そのような取りまとめ案としてございます。

○山中部会長 では、いかがでしょうか。

○小林専門委員 資料の32ページを見ますと、A3以上の地域というと、かなり広範囲に及ぶと思います。また、今、この場合は風力が対象なのかと思うのですが、今の

事業が行われているところもひょっとしたら含まれてくるのかなと思います。

これは促進事業のもので、これから新たにということになると思うのですが、自治体のほうで再エネについて主体的に取り組み、地域のレジリエンスを高めるために、再生可能エネルギー事業を例えば地域新電力と一緒に増やしていくという場合に、今、行われているところのものを活用していくときに、今まではできたけれども、これからはできなくなるというエリアがもしできてしまうとすれば、もちろん環境には配慮しなければいけないのですが、このマップ自体は、発電事業者、風力の事業者が十分に注意、配慮しなければいけないものというところから出されているので、事業を行う際にはもちろん配慮していくことになると思いますが、道の基準づくりの中で、除外にはならなくても、考慮の中でやってはいけないとなってしまうというのは、ちょっと強いのではないかと思います。

○山中部会長 その後に「やむを得ず当該地を避けられない場合は」とありまして、逆に言うと、「やむを得ず」とは何だろうと思いますが、全くやってはいけないというわけではないですね。

○中村委員 今の小林専門委員のご心配も分かります。

ただ、これは、促進事業としてはできないというだけで、大きさの問題はあるにしても、普通の手続にのっとれば、促進事業というアクセルを使わなければならないということですから、ここに書かれたからといっても、除外区域になったとしても、正規の手続を踏めばできるというこれまでどおりできると。

これは議論があるので、レベル幾つ以上というのが本当に妥当なのかというのは検討しなければいけなくて、私ははっきり判断できません。一番気になるのは、10キロのメッシュであるというのがあまりにも粗過ぎます。太陽光なり何なりを議論していく上での情報としては粗過ぎる印象があるので、ここはもうちょっと検討したほうがいい感じがしています。つまり、これに頼らない地域ごとの検討結果があってもいいと思うので、親会のほうでは除外区域に入れるべきだという意見が出てくる可能性はあるのですが、今のところ、事務局提案の考慮対象事項に設定して、こういう内容を適正な配慮の考え方に書くということではいいのではないかと思います。

私としては、まだ粗過ぎるので、どの場所でどういう再生可能エネルギーをやったらいかという情報としては不十分だと思っています。

○山中部会長 事務局から何かありますか。

○事務局（尾原課長補佐） 資料2の17ページの中ほどに、風力発電における鳥類のセンシティブティマップと記載しておりまして、適正な配慮のための考え方として、一番右側ですが、「注意喚起レベルA3以上の区域は、事業の実施を原則避けること。事業の実施を避けられない場合や注意喚起レベルA2以下の区域は、確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響の範囲を避けること」といった記載をしております。

○山中部会長 具体的に書かれていて、イメージが湧きました。

私も、中村委員の意見と同じです。例えば、北海道の地図を見たときに、大雪山から東側、日高山脈から東側はほとんどA3になっています。こういう状況なので、考慮対象としても、A3イコールやむを得ない場合ではないとすると、建てられないことになってしまうので、本当にこれがいいのか。

ただ、私の今の発言は、面積的にという違う情報から判断していますので、それ以上のことはよく分かりません。そういう意味で、部会としてはこの取りまとめ案でいくことにしますが、これを親会で私から説明するときは、どれくらいのレベルでいいかということはまだいろいろと議論がありそうですというように報告したいと思います。

○小林専門委員 この事業が行われるということは、今まで民間事業者が主導であったものを地域のほうに取り戻していくということだと思っております。ですから、ここで除外地域になったり、考慮事項の中でできないとなっても、民間事業者はこの事業を使わなければならないのだから、いいではないかとしてしまうと、最近、地域の中では再生可能エネルギー事業について迷惑なものというふうに見えてきていると思うのですけれども、その関係が変わらないままになってしまうのではないかと思います。

民間事業者が好きにできるのだからいいということではなくて、地域の中で考えていけるような、電気も利益も全部持っていかれるものではなくて、地域の中で人が暮らして再生していけるような、地域に利益をもたらすような再エネ事業でなければ認められないということを示していくためにも、今、いろいろな再エネ事業が行われている地域も含めて駄目だと言われるような地域をなるべく少なくというか、地域が考えていけるような余地を残すような基準になればと思っています。

○中村委員 小林専門委員のおっしゃるとおりだと思います。私の言い方が民間企業の好きにすればいいというふうに聞こえたなら、それは私の意図とは違いますし、小林専門委員の言われていることはよく理解しています。できれば、地域ごとにきちんとした条例をつくっていただけると、その地域の考え方がはっきりすると思うので、そういう方向に向かえばいいなと思います。

ちょっと心配するのは、この基準ができたからといって、本当に地域主導になるのかどうか、そこはそんなに簡単ではないのではないかと思います。

○小林専門委員 ありがとうございます。

○山中部会長 まさに小林専門委員の意見が地域主導でやってもらいたいということで、その精神は忘れてはいけなくて、重要なことだと思います。

多分、私が案をつくるというよりは、親会で私が一委員として発言することになります。が、今のような視点の附帯意見をうまくつくっていただけるとありがたいです。

それは親会のほうの話ですね。すみません。

センシティブティマップについては、小林専門委員からそういう意見があったということ報告する形にしたいと思います。配慮事項ですが、レベルについては、よく分からないというか、親会の意見に委ねたいということです。それから、部会の専門委員からは、

配慮事項であっても、より地域で考えられるような形にしてほしいという意見があったというふうに親会に上げたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、次の考慮対象事項についてです。

○事務局(尾原課長補佐) 続いて、考慮対象事項についてご説明させていただきます。

スライドの35ページ、36ページ、37ページに、考慮対象事項の適正な範囲のための考え方など、収集すべき情報、情報の収集方法についても具体的なご意見をいただいているところがございます。

そのポイントをまとめたスライドが38ページですが、3点ございます。

まず一つ目は、環境省が定めた種の保存法及び国内希少野生動植物種に指定された鳥類及びレッドリスト絶滅危惧種I B類、I A類のうち、北海道として保全の必要性が高い種及び風車への脆弱性が認める種への対応を各種の有識者に確認するなどして明記すべきということで、例として、オジロワシだったら営巣木から半径1キロメートル以内の範囲は除外で、半径2キロメートル以外は原則除外というご提案をいただいているところですが、この半径1キロメートル、2キロメートルの範囲については、具体的に審議すべきだろうという形でご意見をいただいているところがございます。

続いて、累積的影響については、当該区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路にあり、〇〇キロメートル以内ということで、ここも今後検討すべきであるというご意見をいただいておりますが、〇〇キロメートル以内に既存もしくは計画中の風力発電施設がある場合は、その全容を示して、方法書以降において実施する累積的な影響の査定評価に対する見解を示すことと記載してはどうかというご意見いただいております。

この二つについては、今、どれほどの範囲で配慮を求めべきなのかという確定的なものはありませんので、将来的な検討事項として整理するものと思っております。

三つ目は、事後調査について次のように記載審議してはいかがかというご意見をいただいております。

そもそも事後調査については、法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないので、現状が全く明らかではない事実、実態があるということと、その中で促進区域を設定するのであればバードストライク以外も含めて不確実性のある項目については、事後調査を義務づけるべきではないかというご意見をいただいております。

事後調査については、答申案の最後の79ページの三つ目の丸に、再生可能エネルギー施設の運転開始以降も、周辺施設における生活環境への影響、野生動植物の生態や生息系への影響、地域資源への影響などのモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の雇用するデータも併せて意見交換をすることで影響を評価しつつ、運転や全体計画を見直す順応的管理を検討することと記載することで、この事後調査についても対応してはいかがかという取りまとめ案になっております。

説明は以上でございます。

○山中部会長 委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

○溝口専門委員 スライドの件ではないのですが、資料2の6ページの右下に、「改変を避けた事業計画が望ましいが」という表現があります。ここは、実際に改変してしまったら戻らないようなものに対しては、可能な限り改変を避けることと書いたほうが良いと思っています。「望ましい」では書き方として弱いのではないかと考えています。

それから、10ページの右のポツの四つ目、「周囲に植栽を施す場合は、既に成立する植生と同様の樹種を用いること」と書いてあります。例えば、造林地でそれに合わせるよりは、もともとあった植生に合わせるのがベターだと思うので、ここは周辺と合わせるだけではなくて、元の自然植生も含められるような書き方のほうが良いと考えました。

また、15ページに、事業実施場所からの対象の距離が1キロメートル以上とあちこちに出てきて、太陽光の場合と風力の場合と同じように1キロメートルと書いてありますが、その根拠がよく分からないのと、風力と太陽光が同じレベルでいいのかという疑問を持っています。

○事務局（尾原課長補佐） まず、6ページは、表2の考慮対象事項の一番右下の「記載事項で、当該区域の改変を避けた事業計画が望ましいが」という記載が弱いので、どのように修文したらよろしいでしょうか。

○溝口専門委員 「可能な限り避けた」が良いのではないかと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 「当該区域の改変を可能な限り避けた事業計画が望ましいが」とするのがいいということですね。

○溝口専門委員 はい。

○事務局（尾原課長補佐） 承知しました。

また、10ページは、右上の適正な範囲のための考え方のうち、4ポツ目の「周囲に植栽を施す場合は、既に成立する植生と同様の樹種を用いること」となっていますが、「周囲に植生を施す場合は、既に成立する植生や元の自然植生と同様の樹種を用いること」と記載すればよろしいでしょうか。

○溝口専門委員 文章的にもう少し練ったほうが良いかもしれませんが、趣旨としてはそういうことです。

○事務局（尾原課長補佐） 委員の方々の答申案なので、この場で言うだけでいいとありがたいです。

○溝口専門委員 すぐに思いつかないので、考えます。

○事務局（尾原課長補佐） 三つ目は、15ページ目の表4の考慮対象事項の中で、騒音に関する生活環境への影響の適正な配慮のための考え方として、上から2ポツ目、「事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する」と記載されています。これは、アセス審議会に意見照会した際に、このように配慮していますというご回答をいただいて、それを反映しております。ですから、同一なのであれば、風力と太陽光が与える騒

音に対する保全対象施設への配慮については、両方ともこの記載で問題ないということで、アセス審議会で事業に対して配慮を求めているという理解でございます。

○山中部会長 お気づきの点があれば、できるだけ事務局で反映していただきたいと思います。また何かあれば言っていただけると助かります。

先ほどのスライド38に戻りますが、親会も含めて、累積的影響というのはかなり議論されてきました。では、実際にどうやって累積的影響に対して考慮対象事項になるかというのはなかなか難しいものがあると思います。この促進区域の設定ということだけではなく、今、道民としてはアセスにかからなくても沢山立ってしまうものに対してどうしたらいいか、考えなければいけない問題だと思っています。そういう意味では、何でも附帯意見に入れたいというわけではないですが、この審議を行っている中で累積的影響というものが非常に懸念されるので、再生可能エネルギーの施設を導入するに当たっては、累積的な影響に配慮すべきものとして、条例というレベルにはなりませんので、ガイドラインなどを早急に、今回の話とは別に、別途くらのつもりでつくるべきであるという附帯事項をつくってはどうかと思っています。

部会の意見としてまとめることはしなくてもいいと思いますので、親会のほうで発言をさせていただこうと思います。

○中村委員 教えてください。

NEPAというアメリカの環境影響評価法からきている累積的影響というものがあるのですが、日本のアセスの中でもありますね。北海道でやられているアセスの中で、累積的影響というのはどういう形で考慮されているのですか。

○事務局（尾原課長補佐） まず、配慮書と方法書の話で言いますと、基準が策定されるに当たって省略される配慮書の段階では事業計画が詳細に決まっておらず、累積的影響を評価できる情報がないため、それは方法書以降で求めています。

かつ、アセス審議会に聞いたところ、どれほど離れば累積的影響がないか、具体的な基準はどこにもないので、方法書以降において累積的影響について調査した上で評価してくださいと求めているのが現状です。具体的に何キロメートルという基準はないということです。

○中村委員 となると、皆さんは回答を避けている感じですね。それを具体的に評価するのが難しいので、文言としては残しておくけれども、実際に考慮の中に書かれたとしても、自治体がそれを検討することはほとんど不可能ではないかと思うのです。しかし、かといって、アセス審議会でも決めていないものを急にこの部会なり環境審議会なりで何か基準を出すというのは、時間的にちょっと難しいような気がします。

もしそうであるならば、ここに書かれている形で書き込むしかないという感じがします。実際に累積的影響を書いておく理由は、個別のアセスの案件に引っかけられないような小さなものがたくさんできてしまって、トータルで見ると大きくなる、そこを何とかしたいということではないのですか。本音はどうかのですか。

○事務局(尾原課長補佐) このご意見の中にそこまで具体的な記載はないところですが、そのようにご懸念されているのかなと想像しています。

○中村委員 本音はそこですよ。それであるならば、現状では、アセスにかかろうが、かかっていなかろうが、すぐ近くに同じような再生可能エネルギーのものがある場合には累積的影響を考えなさいという文章で、たがをはめておくしかないのかなと思いました。

○中津川委員 部会長がおっしゃるように、累積的影響というのは、アセスの審議の中では何年も前から非常に心配していて、ちゃんとした考え方をつくるようにということが議論されていましたが、いまだにこういう状況なので、温対部会のマターではないかもしれませんが、累積的影響の評価の仕方とか考え方をきちんとつくってもらうように逆にアセス審議会に働きかけるくらいの意見があってもいいと思いました。今すぐには難しいかもしれませんが、基準がないので方法書以降にしかできないということではなくて、働きかけや考え方の明確化をすべきくらいの附帯意見をつけてはどうかと思います。

○山中部会長 中津川委員からも附帯意見としてつけてはどうかという意見が出ましたので、附帯意見として、今後、道庁としては累積的影響に関して具体的なものをつくるようにすべきであると。もちろん、それを具体的にやる時にはアセス審議会にかかるのだろうと思います。

○中村委員 先ほど紹介があった資料2の最後に書いてある留意事項ですが、全体的に北海道が自治体をサポートするという文面がなさ過ぎて、ほとんどが自治体でやってくださいよという文章に見えてしまいます。

例えば、最後に説明があった再生可能エネルギーについてモニタリングをしながら順応的管理をなささいということに関しても、現状を考えて、人的資源からしても、自治体がもう少しうまくできるように北海道がサポートするというところがないのは問題だと思っています。

先ほどのGISも北海道が責任を持って出すべきというのと同様に、留意事項というのは自治体に対して言っているのです。ですから、何らかの形で、北海道の責任というか、北海道がサポートするというのも書いていただきたいと思いました。

○山中部会長 ここに関しては、委員の意見が大いに書かれてもおかしくないところだと思います。そういう意味では、事務局としてまとめて審議会の答申に入れていい場所だと思います。ですから、附帯意見と言いましたけれども、ここは附帯意見以上に強くしてもよい場所かと思っています。道は市町村に対してサポートをすべきであるというような何かを入れたいと思いますが、事務局としてはどうでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) 我々としては、市町村に対して丁寧な説明に努めて、また、市町村が具体的に促進区域を設定するに当たっては、個別の事案に応じて適切にサポートをしてまいりたいと思っています。

北海道の促進区域の設定に関する基準について環境配慮の方法をご審議いただいているのであって、北海道が市町村をサポートすることは、制度の運用に当たってなすべ

きことですので、市町村を適切にサポートしてくださいという附帯意見をいただくのが、整理としてよいのかなと感じています。

○山中部会長 ただ、第3章には順応的管理という基準ではないところも書かれているように思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 順応的管理も、事業を実施した場合の環境に与える影響を調査して、それに応じて事業を調整して環境に配慮してくださいということで、環境配慮の手法ですので、ここに記載しております。

○山中部会長 では、最終的には親会で案をまとめますが、部会としては、地域で決めることが望ましいが、それに対する人的やいろいろな資源が足りない部分が懸念されるので、道としてサポートしていただくという附帯意見をつけたいと思います。

それでは次に、特例事項及び適用除外についてです。お願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 特例事項及び適用除外について、スライドの40ページをご参照ください。

配慮基準の中で、基準の一部を適用させない特例事項、もしくは基準の全てを適用せず国基準のみを適用する適用除外を定める施設の種類、規模などについて、お示した表のとおり取りまとめ案をお示ししていました。

これに対して、スライド41ページで、取りまとめ案では、規模いかにかわらず、設置場所だけで全て適用除外となってしまうので、規模要件を入れるべきといったご意見をいただいているところです。

取りまとめ案としましては、環境省が太陽光発電の環境配慮ガイドラインを作成しておりますけれども、その中でも、施設の規模によらず、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するものはガイドラインの対象から除くと規定していることから、それに倣いまして、規模要件を入れずに、前回の取りまとめ案のままにしているかということで、今回、取りまとめ案を作成しているところでございます。

以上でございます。

○山中部会長 これについて、いかがでしょうか。

児矢野委員が心配している規模要件というのは、どんなイメージなのでしょう。

普通、建物のことを言うと、そんなに巨大な建物は存在しないと思うので、いわゆる普通の建物につける分には適用除外でいいのではないかと思ったのですが、何か意見がありましたか。

○事務局（尾原課長補佐） 具体的な規模の数値についてのご意見はなかったことと、他府県を見ますと、10キロワットや50キロワットと、府県によって様々な規模要件が設定されている例もあるところでございます。

○山中部会長 事務局案のままではよさそうな気がしますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中部会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは次に、配慮基準の見直しについてです。

○事務局（尾原課長補佐） 配慮基準の見直しについて、スライドの43ページをご覧ください。

前回、省令のとおり、この配慮基準については、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況や、地域の自然的・社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは本基準の見直しを適時行うものとしますといった取りまとめ案を作成したところですが、それに対して、取りまとめ案が施行規則の該当部分の完全なコピーなので、あえて明記する必要がないということです。例えば、施行後3年間は毎年の見直しや、その後10年間は2年ごとの見直しといった具体的な内容に変更すべきというご意見をいただいているところでございます。

もう一方は、本基準の見直しを定期的に行うものとして、その際には北海道環境審議会の意見を聞くものとするといったご意見をいただいているところです。

左側のように、具体的に数値を入れてしまいますと、どうして1年でいいのか、2年でいいのかといった理由づけが必要になるところ、今、適切なものは見当たらないのかなと事務局としては考えております。

また、2年ごとに見直しとなると、2年間は何もされないといったことも逆説的に成立すると考えますと、省令の記載のとおり、目標の達成状況や施策の実施状況の進捗、自然的・社会的条件の状況を踏まえながら必要があるときに配慮基準を見直すといった省令の記載がいいのではないかと考えてございます。

かつ、他府県も見直し期間を具体的に設定してるところは一つもございません。ですので、原案のまま、省令で既に規定されていることから、そのとおり基準の見直しをしていくということで取りまとめを作成しているところでございます。

以上でございます。

○山中部会長 今の説明について、いかがでしょうか。

○武野委員 いろいろ不確定な部分、見通せない部分、今の論議の中にもありました累積的影響など、予見し難いものも多々あります。そういう意味では、必要があると感じなければ、5年たっても10年たっても論議しないのかということになりますので、期限を区切って、1年後でも、2年後でも明記して、かつ、吉中委員がおっしゃるように、どこでやるのかということも明記したほうが良いと思います。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 「必要がある」という言葉の主語は、当然、審議会や温対部会だと思うのですが、こう書いて一回決めたら、ずっとたなごらしになってしまうという危惧を感じます。これはPDCAをきちんと回すことが大事だと思いますが、基準を見直すかどうかは判断すればいいと思うので、定期的にする必要はないかもしれませんが、少なくとも、毎年、審議会や部会で状況を報告して、その必要があるかどうかを判断して、必要があれば見直すという表現にしておくべきかと思います。

表現としては弱いので、P D C Aを回すということで、2行目ですが、施策の実施状況並びに地域の自然的・社会的条件の状況の評価しつつ、必要がある場合は見直すというくらいの表現にしたらいいのではないかと思います。

○中村委員 私も2人の意見に賛成です。ここには主語がないので、「必要があると認める」というのは、誰が必要があると認めるのかが見えません。先ほど言ったように、審議会の委員が認めるということであるならば、情報が提供されない限り、必要があるかどうかを判断することができないと思います。

そのためにも、今、中津川委員がおっしゃられたように、少なくとも情報は毎年きちんと出していただいて、特に今回はグレーのところが多いため、最初は石橋をたたいてきちんとチェックしていく必要があるのではないかと思います。それは、促進する側から見ても重要だと思うので、そのように明記していただいたほうがいいと思います。

○事務局（山内課長） 先ほど、主語ということで、審議会という話になったのですが、最終的には道の基準になるものですので、書き方は別として、このまま読むと、道が必要があるときには基準の見直しを行うという捉え方になって、その見方が違うので、そこを踏まえて議論していただければと思います。

○中村委員 道がということになると、道の審議会を含まないということですか、それとも含むということですか。

○事務局（山内課長） 審議会は、必要があるかどうかということで今回のように諮問する形になるので、諮るかどうかが基準になってしまうと、道が必要があればという形になってしまいます。

○中村委員 ということは、審議会は含まないということですね。

○事務局（山内課長） 道が必要だと判断したときに、また同じように諮問をして……

○中村委員 ですから、道がといった場合には審議会を含まないということでいいですね。

○事務局（山内課長） そうなります。

○中村委員 であるのであれば、まずいと思います。事務局を信じていないわけではないですが、きちんとデータを取ってやるのかもチェックしなければいけないという審議会側の役割もあるので、諮問するまで待っていたら、いつまでたっても諮問されないということが起こり得ると思います。今回、先ほど言ったように、委員としても判断がつけづらいグレーのものもたくさんあるし、どのくらい促進されたのかということも知るべきかと思うので、中津川委員と武野委員がおっしゃられた形で対応するのがよいと思います。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小林専門委員 見直しは必要だと思っています。ただ、期限を1年というふうになると、やれやれできたと思って自治体が動き出したら、また1年後に変わるかもしれないので、動いていいかどうか難しい判断になってしまうのではないかと感じました。

道からの諮問についてですが、実際にこれが動き出して、自治体がどのように取り組んでいるのか、どのような課題があると感じるのか、困っていることがあるのか、そういう

ことを丁寧に聞き取った上で、そのこと自体を部会や親会に報告いただいた上で、そういうことが起きると、諮問されないのはおかしいのではないかと思うと思うので、しっかり状況を報告していただければと思います。

○山中部会長 私も報告は頻繁にしてもらいたいのですが、この報告はどのような形になるのですか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、そのことに対する具体的なスキームは考えておりませんが、基準の策定後については、我々も状況を注視しつつ、省令に定めているとおり、計画の目標の達成状況や関連する施策の実施状況、環境配慮の状況を併せて勘案しつつ、必要があると認めるときにこの基準を見直すべきとされているので、それに従うことになると思います。どのような形になるか分かりませんが、状況は注視してご説明する場もあると考えているところです。

○山中部会長 そういう意味では、これだけを取り出して報告するのではなくて、温対計画が進む中で、その中に書かれる感じになるのでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、省令に記載されているとおり、計画の達成状況や関連する施策の状況を勘案しつつ基準を見直すことになるので、計画に基づく施策の実施状況の評価と併せて状況を報告していくということも一つの手段かと思っております。

○山中部会長 中津川委員からチャットが入っていますが、中村委員のご指摘のとおり、審議会はそっちのけということであれば見直さない可能性もあるということならば、この文言は個人的には容認できませんということです。

やはり、少なくとも、しっかりとした報告、実施状況の説明は、ほぼ毎年、行動計画の中でとは思いますが、委員が判断できるような、状況を把握できるような、理解ができるような形の報告を求め、それに応じて必要ならばという表現になったほうがよいということだと思います。

当然、「必要に応じて」というのは見直さないことも含めているというならば、「必要に応じて」でいいはずなので、毎年見直すというよりは、毎年報告があり、必要に応じて見直すという格好だと思いますが、どうでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 審議会は、基本的に条例で設置されていますが、定められた審議事項と知事が諮問した場合に意見を返していただくという役割ですので、審議会が能動的に必要性を判断して道に何か求めるということが可能なかどうか、改めて関連規定を確認させていただきたいと思います。

○山中部会長 多分、審議会側が判断してということではないと思います。その場合は、見直しすることを勧告するではないけれども、審議会が、これは見直すべきではないかというご意見を申し上げるので、最後の判断はやっぱり道だと思います。審議会の性格上、そうだという理解です。

○中津川委員 繰り返しになりますが、別に見直しを前提でなくてもいいと思います。報告だけをしてくださいということです。CO₂の排出量は審議会などで毎年報告されていま

すね。それと同じように進捗状況とか、場合によっては問題点とか、今日もいろいろな議論があって、懸念事項もあるのですが、まずはやってみましょう、それでも、問題点が出てくるかもしれないので、進捗状況と課題や問題点を、CO₂排出量の目標達成に向けての報告がやられているので、それに合わせてやってもらえればいいと思います。

○山中部会長 今、多くの委員が賛同しているので、配慮基準がうまく使われているか、問題点があるかということも含めて、これがどれだけ使われているか、促進地域がどれだけ設定されたかというものを毎年報告していただくようお願いしたいと思います。それを見て、審議会、部会は道に見直しを促すという仕組みさえあれば動くと思います。部会としては、ここの書きぶりはそういう形でまとめていく方向にしたいと思います。

それでは、また意見があればということと、今、附帯意見や取りまとめについてこうしたいと言っていますので、これらについては座長で取りまとめて、皆さんに確認していただくということが入ると思いますが、それはまた後でご説明します。

最後に、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示についてです。

○事務局（尾原課長補佐） 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示についてご説明いたします。

スライドの45ページをご参照ください。

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組は、地域の将来像を踏まえて地域循環共生圏の構築とか、SDGsの達成に向けてどのように取り組むか検討が必要であるため、地域住民などと十分に協議し、地域のニーズに合致するとともに実現可能な取組を例示したほうがよいのではないかとということで、これまでのご審議の中でご意見を賜っていたと記憶しておりまして、そのことに基づいて、この表のような地域経済への貢献や地域における社会的課題の解決の例示を基準と併せてお示しすることで市町村の取組の一助になればということで、前回、取りまとめ案としてまとめたところです。

これに対して、スライドの46ページですが、この例示がいかなる位置づけのものか事務局に説明をお願いしたい、また、これは道基準に明示することなのかというご意見をいただいております。

原案の記載事項の内容は、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する事項ではないので、温対法の趣旨からいって道基準に明示すべき事項ではないと思われるので、削除すべきといったご意見をいただいております。

検討が必要と思われる影響については、先ほどご説明したとおり、市町村がこの地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を具体的にイメージできるように示したほうがよいという委員のご意見もありましたので、それを取りまとめ案としてまとめたところでございます。また、他府県でも同様の記載が見られているところでございます。

そういったことを踏まえまして、今回の取りまとめ案では、一旦、この例示は削除してはかがかかっていますが、例示の扱いについてご審議をお願いしたいと思います。

○山中部会長 ご意見はありますか。

○小林専門委員 この例示は残したほうが良いと思っています。先ほどから申し上げているとおり、地域の中でどういう再エネを入れていこうかということは、もちろん地域でも考えられていると思いますが、こういう例示があることによって考えも広がると思いますし、先行して基準案が出されているところでも、私はこういうことを見たことがありますので、この記述があることについて、特に違和感はありません。

○山中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○新田専門委員 私も小林専門委員のお考えに賛成です。

北海道地球温暖化防止活動の推進ということで活動するに当たって、まだまだ地域で暮らす姿勢の人たちは、脱炭素社会というものを具体的にイメージできないと思うので、市町村が具体的にイメージできるように示したほうがよいと考えています。

○山中部会長 残したほうが良いという意見が二つくらい出ていますが、もう少しご意見をいただきたいと思います。

○溝口専門委員 私自身は、基準の話と、どこに話が飛んでいるのだろうという感じがするので、別のところで示せるようにすればいいと思います。

○山中部会長 事務局、いかがですか。

○事務局（尾原課長補佐） 今の溝口専門委員のご指摘については、基準の中に盛り込んでお示しするのではなくて、資料2の答申案のように、促進区域の設定に関する北海道基準ということで、除外区域と考慮対象区域とは別に、促進区域の設定に関する北海道基準の中で併せてお示しする形をイメージしております。

今、スライドの案は、削除してはいかがかということなので、資料2の答申案には例示が含まれていませんが、基準の中でというよりは、基準と併せてお示しすることになると思っております。

○中村委員 意味が分からないです。基準の中でというのと、基準と併せてというのは、一体どういうスタイルの違いが出てくるのか、よく分からないです。

○事務局（尾原課長補佐） 除外区域や考慮対象区域の適切な環境配慮のための考え方の中にこれを入れ込むのではなくて、まず、除外区域としてはこうです、資料2の目次に、第1章 基本的事項と第2章 基準、第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項と記載しておりますので、この基準では別の章立てでこういう例示を記載するか、第1章もしくは第3章の中にこれを入れ込む形で市町村にお示しするのがよいと考えております。

○中村委員 第4章として書くということですか。

○事務局（尾原課長補佐） そうです。第1章の基本的事項に記載する話ではないので、そういう形になるかと思えます。

○中村委員 多分、溝口専門委員がおっしゃられるのは、これ自体を書くこと、こういうことを知ることは自治体にとって大事だということには賛成ですが、答申案の中に仮に第4章として書いたとしても、何か違和感があります。ですから、むしろ別に、そういうものを促進したいのだから、こういう形の発展があるということを書いてくれたほうが、別

冊として書いたほうが良いと思います。この中に入れ込むこと自体、いまいち脈略が合わないと思います。正直に言って、最初のほうはブレーキを踏んでいるのに、急にアクセス的なものを書かれても、第3章までの議論と第4章のつながりを自治体がどうやって読めばいいのか、それが分かるのならいいですが、分からないとしたら、脈略としておかしくなってしまうと思いました。

ということで、私も別冊案が良いと思います。

○山中部会長 私は、もともとこういうものがあつたほうが良いと思っていましたので、小林専門委員と新田専門委員と同じ意見です。とは言うものの、溝口専門委員、中村委員の意見を聞くと、確かにここに書くのも変だなと思いました。そういう意味で、この基準をつくったときの道の説明がありますね。こういうことでこの促進区域を設定します、その理由はこうですというところに書かれる例示ですね。促進地域を設定するという点については、こういう例示であり、そこで道の基準としてはこうですということで説明していくので、北海道基準の上位のほうに例示してほしいということになります。

そうすると、答申案には書けないので、附帯意見で、中村委員の表現を借りますが、実は道の基準はブレーキをかけているのだけれども、そもそもこれはアクセルなので、こういうことでアクセルを踏みたいと思いますというように、そちらのほうに例示すべきであろうと思います。

今、うなずいている方が多いので、そちらのほうで意見がまとまるかと思っています。

それでは、部会から親会に上げる案では、そのように説明したいと思います。

以上、検討すべきことを一つ一つやっていって、もう30分オーバーになっていますが、言い忘れたことがあればお出しください。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、今のことを踏まえて部会の審議結果としますが、答申案や附帯事項などいろいろありますので、修正に関しては部会長一任とさせていただきたいと思います。もちろん、その後に皆さんにご確認をいただくプロセスを入れた形の一任ですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中部会長 ありがとうございます。

最後にその他ですが、事務局から何かありますか。

○事務局(尾原課長補佐) ありがとうございます。

次回の部会ですが、例年実施している計画に基づく施策の実施状況についてご報告する部会が今年度にもう一回必要かと思っております。

開催時期につきましては、委員の皆様にご日程照会した上で進めさせていただければと思います。

以上です。

○山中部会長 以上で本日の議事は終了となりますが、ほかに何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中部会長 それでは、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局 (山内課長) 山中部会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間のご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回地球温暖化対策部会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

以 上